

地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程 新旧対照表

改正前	改正後
(機構人材リストへの登録) 第4条 機構人材リストへ登録できる者は、地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金実施要領（令和3年10月1日付け制定金監督第2325号）第2条第1項の規定に該当する者（ただし、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者に限る。）とする。 2 (略)	(機構人材リストへの登録) 第4条 機構人材リストへ登録できる者は、地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金実施要領（令和3年10月1日付け制定金監督第2325号）第2条第1項の規定に該当する者（ただし、令和3年2月25日以降に大企業との間で雇用契約等を締結していた者に限る。）とする。 2 (略)
(給付申請) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請は、令和3年9月1日から令和8年2月14日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までの間に行うこと。 <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、令和8年1月1日から同年2月14日までの間に申請を行うものとする。</u> <u>二 第二章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和8年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に締結したとき</u> <u>二 第三章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和8年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に締結したとき</u> <u>三 第五章の給付金については、給付対象企業が大企業と令和8年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始し、かつ、出向者が給付対象企業において就業する出向契約を令和3年2月25日から令和8年2月14日ま</u>	(給付申請) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請は、令和3年9月1日から令和8年 <u>3月31日</u> （当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までの間に行うこと。 <u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>

改正前	改正後
<p><u>での間に締結したとき</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(給付金給付までの標準的な期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 機構が、第5条第1項の規定を充足した給付申請書を受領してから、前項の給付金の給付を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、45日（令和7年2月15日から同年4月15日までの間に行われた給付申請書の受領については、同日から起算して45日）とする。</p> <p>(給付要件)</p> <p>第13条 納付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 納付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(給付申請に必要となる書類)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類の写しは、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。</p> <p>(給付要件)</p> <p>第19条 納付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(給付金給付までの標準的な期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 機構が、第5条第1項の規定を充足した給付申請書を受領してから、前項の給付金の給付を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、45日とする。</p> <p>(給付要件)</p> <p>第13条 納付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 納付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。</p> <p>(給付申請に必要となる書類)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(給付要件)</p> <p>第19条 納付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>

改正前	改正後
<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。</p>	<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。</p>
<p>三・四 (略)</p>	<p>三・四 (略)</p>
<p>(給付申請に必要となる書類)</p>	<p>(給付申請に必要となる書類)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(給付要件)</p>	<p>(給付要件)</p>
<p>第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p>	<p>第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。</p>	<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>(給付要件)</p>	<p>(給付要件)</p>
<p>第31条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p>	<p>第31条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年2月14日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に出向者の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の出向契約を締結すること。</p>	<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に出向者の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の出向契約を締結すること。</p>

改正前	改正後
<p>三～五 (略)</p> <p>(給付申請に必要となる書類)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項 第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに 提出しなければならない。</p> <p>(新規)</p>	<p>三～五 (略)</p> <p>(給付申請に必要となる書類)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="color: red; text-align: center;">附 則 この規程の改正は、令和8年2月10日から施行する。</p>